

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
第1章 計画策定の意義				
1	概要版	(概要版) 地域全体で支える体制の整備の記述で、地域とはどのようなものを指すのか具体性が乏しいのではないのでしょうか。作文にしすぎないと思えます。	介護保険制度においては、「日常生活圏域(中学校区程度)」を地域包括ケアシステムを構築する単位としており、市町村が設定しているところです。日常生活圏域単位の体制の整備をすすめるにあたって、各市町村の実情に応じて「小地域ネットワーク(小学校区程度)、町内会、自治会、マンションなど様々なくくりで、人と人のつながりを深めていく必要があると考えます。	参考意見
2	概要版	(概要版) 第1章高齢者がその個性に応じて主体的に「安心して暮らせる社会」⇒高齢者がその生活状況に応じて主体的に「安心して暮らせる社会」	「個性に応じて」という言葉は、多様な価値観を認め合い、自分らしく、主体的に生きていくという意味を込めているものです。	参考意見
3	概要版	(概要版) 第1章高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で⇒高齢者の年齢や心身の状況に合わせて、可能な限り住み慣れた地域で	「年齢や心身の状況に関わらず」という言葉は、「年齢や心身の状態で暮らし方や生き方が限定されるのではなく」という意味を込めているものです。それを実現させるために、心身の状況にあった支援等が必要であると認識しています。	参考意見
第2章 高齢者の現状と将来推計				
4	P13 ～ P21	高齢者の現状と将来推計の記述で、グラフが元号表記になっていますが、西暦表記がわかり易い。	ご意見のとおり、グラフ等の時系列表示の際には、西暦の方がわかりやすい場合もあると考えます。西暦との併記を検討し、紙面の関係上、可能なものについては修正しました。	計画案に反映する
5	P14	サ高住における住所地特例が拡大されたこともあり、今後高齢者の府県間移動が大きくなると思われ、高齢者推計に入れるべき。	サ高住による人口の転出入については、各保険者において見込むこととなりますが、府トータルとしては、過去のアンケート調査では人口の大きな増減は生じておりません。ご意見については、参考とさせていただきます。	参考意見

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
第3章第1節 施策の推進方策(地域包括ケアシステム構築のための支援)				
6	P26	第3章地域包括ケアシステムについて説明がほしい。厚労省の目指す5つの構成要素(住まい、生活支援、介護、医療、予防)など	地域包括ケアシステムの説明は、本編の第1章に記載をしていますが、概要版には記載をしておりませんでした。ご意見を踏まえ、本編の第3章に説明をさらに加えるとともに、計画策定後に作成をする概要版に説明を記載します。	計画案に反映する
7	P27	地域包括支援センターの知名度低く、機能の強化がのぞまれます。	地域包括支援センターの周知や地域住民への丁寧な対応は重要な課題であると認識しています。いただいたご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
8	P27	地域包括支援センターの機能強化において、高齢者の能力等を保健・医療・介護・福祉領域に渡り、継続して評価が可能な専門職として理学療法士を配置するよう市町村に助言いただきたい。	ご意見のとおり、地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の充実は重要な課題と認識をしています。 理学療法士の活用については、多職種協働の地域ケア会議において助言を行う専門職としての活用(第3章第1節第1項)、新しい介護予防事業の再構築におけるリハビリテーション専門職等の活用の促進(第3章第4節第1項)という視点で、計画に記載をしております。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施にあたり留意
9	P27	地域ケア会議の充実及び強化において、リハビリテーションにおける回復の可能性や、自立支援の為のケアプラン作成に必要な運動方法や福祉用具、住宅改修の効果的な活用等、専門的見地から助言できる専門家として理学療法士の活用を支援いただきたい。		
10	—	在宅医療の充実において、在宅療養者の増加などにより、訪問リハビリテーションに従事する理学療法士のニーズは拡大しており、理学療法士の資質の向上、訪問リハビリテーション事業所の機能強化、体制強化及び医療機関相互の連携強化などの取組みを実施されたい。		

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
11	P5 P27 ～ P48 P77	高齢者を施設に収容するというのでいいのでしょうか。家で最後までいたいと感じる方は多いのではないのでしょうか。 在宅でケアするシステムを強くし、利用できる幅を広げてほしい。高齢者が在宅で、過ごすためにどのようなサポートを受けられるかを、わかりやすく伝えてほしい。	介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが重要であると考えています。そのために、在宅医療や介護サービス、生活支援サービス等の充実に府・市町村とも取り組んでいます。 利用できるサービスについては、お住まいの市町村や地域包括支援センターにお問い合わせいただくか、府・市町村のパンフレットやホームページ等でご確認ください。今後とも、在宅生活を支えるサービスの充実と、分かりやすい制度の周知に努めてまいります。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施 に あたり 留意
12	P6 P27 ～ P48 P77	「在宅介護」に重点が置かれています。住み慣れたところで生活をおくり続ける事は、被介護者にとってはいいこと。しかし、必要なケアが提供されないときには被介護者に大変な人権侵害が生じ、また家族等への負担も増します。「経費削減のための在宅介護」でなく「被介護者やその家族が求める在宅介護」システムの確立を要望します。	ご意見のとおり、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指すとともに、制度の適正な運用を図っています。 利用者ご本人をはじめ、ご家族の希望される在宅介護の提供を基本的な視点としています(第1章第3節(2)利用者本位の施策推進)。 また、利用者支援の方策について、第3章第5節に記載しております。 今後とも、府民のニーズに沿った利用者本位のサービス提供に努めてまいります。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
13	P36	高齢者と子育て年齢者が共存する地域が、高齢者にも子育て家族にも良い環境と言えるのではないかと、3世代が住める環境づくりに必要な施策をお願いしたい。	高齢者施策や子育て施策を検討するうえで、多様な視点が必要であると考えます。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
14	P36	次世代を育てる視点をもっと必要であると思う。福祉教育が地域福祉につなげるためにも大切なものである。疑似体験にとどまらず、実際の交流を増やし、人間関係を育むということを大切にした福祉のこころの育ちが必要だ。福祉というのはよりよく生きるための目標である。福祉の心は人権にもつながる。実りある福祉教育プログラムへの取組みが必要である。	ご意見のとおり、福祉教育は重要であると認識しています。このため、全ての小中学校で、福祉・ボランティアに関わる活動を実施しているところです。引き続き、福祉教育の充実に努めてまいります。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
15	P36	福祉教育が多くの人のこころをとらえ、気づきが生まれ、具体的な行動につながり、自分たちが暮らす支えあいの地域づくりにつながるのだと思う。	ご意見のとおり、地域づくりにとって、福祉教育は重要であると認識しています。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
16	P40	地域自治会も高齢化による退会（ひとりぐらし含む）が増加するなか、住民主体のサービス提供の体制作りを指導できるのか。	地域における互助の強化にむけ、NPOやボランティア活動等の活性化が期待されており、府として、市町村の取組みへの支援を行ってまいります。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
17	P40	高齢者は福祉サービスを受ける立場にある人が多く、”住民主体の自主協力”の理解が得られるか。何もかも削られるという認識が強い。	介護度が比較的低い高齢者に対して、専門的なケアが必要な方にはこれまでどおり専門職が配置された事業所等がサービス提供を行い、ごみ出しや買い物など日常生活上の多様な支援が必要な方に対しては、NPOやボランティア等によるサービス提供が可能となりますので、その体制づくりに取り組んでまいります。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見

第3章第2節 施策の推進方策(認知症高齢者等支援策の充実)

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
18	P49	認知症対策について「医療と介護の連携」とありますが、本来の「治療」という役割が求められていないように感じます。 患者が受け止める大切な要件の1つが「治療を尽くした」という実感です。それは認知症患者とその家族も同じです。認知症に対する戦いを支える支援も必要でないか。その役割が「医療」です。患者や家族が求める「認知症の治療」という観点にもう少し注目していただきたい。そのように考えます。	国の新オレンジプランにおいて、認知症の早期発見・対応に向けての施策の充実が期待されており、本計画においてもその旨を記載しています。 認知症の方への支援にあたり、治療等を行う「医療」と、日常生活を支える「介護」が伴走していくという観点は重要であると考えます。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
19	P53	3点の重点取組みを受けて、7つの柱が掲げられているが(2)認知症支援の地域における見守り支援体制の充実には地域包括ケアシステムをどのようにいかすか具体性がほしい。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関のネットワーク化、顔の見える関係づくりが重要です。とりわけ、認知症の人の見守りや介護を通じて形成される地域力は、その中核的な要素となります(行方不明高齢者の捜索に、関係機関や認知症サポーター、住民等の地域を挙げた取組みが期待されることなど)。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施にあたり留意
20	P53	地域が協力して「安心して徘徊できる街づくり」の取組みが行えるよう支援体制を整えることが必要。	ご意見のとおり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが重要であると認識をしています。このため、認知症サポーター等の養成や地域住民等が参画した認知症見守りSOSネットワークの整備などの取組みを進めてまいります(第3章第2節第2項)。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施にあたり留意
21	概要版	(概要版)第3章(2) 認知症の人への支援を充実させるために⇒確実に増加する認知症の人への支援を充実させるために	本編では、第2章に認知症高齢者数の推計を掲載し、「第3章第2節の認知症高齢者等支援策の充実」において認知症の増加等について記載をしているところですが、概要版には記載をしておりませんでした。 ご意見を踏まえ、計画策定後に作成をする概要版に認知症の増加傾向等について追記します。	計画案に反映する(概要版)

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
第3章第3節 施策の推進方策(安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり)				
22	P59	(概要版)第3章(3)冒頭に増加しているサ高住の問題点を明らかにして府民に知らせるを加える。	「サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいにおいて、高齢者が安心して入居し、生活できるよう高齢者住まい法等に基づく適正な運営を求められています。」という現状認識を、本編第3章第3節に追記します。	計画案に反映する
23	P64	防災訓練において、避難行動要支援者の避難支援の取組みを統合的に実施することや、要支援者名簿作りのための個人情報保護法を適用除外する条例(いくつかの自治体で例がある)を市町村で策定できるよう支援する。	本年度策定した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」の中にご指摘の個人情報保護法の適用除外に関する条例の検討や、避難行動要支援者が参加した避難訓練の実施などを位置付けたところです。 今後、本指針の市町村への周知などにより、市町村の取組みを支援していきます。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
第3章第4節 施策の推進方策(健康づくり・生きがいづくり)				
24	P66	介護予防事業を成長産業として育成するための制度を検討してください。	今回の介護保険制度の改正により、介護予防事業が再構築されることとなり、これまでの官主導から、住民やNPO、ボランティアなど多様な主体による提供が想定されています。例えば、スポーツジム等についても、その専門性から介護予防事業に参画する企業の増加が報道されているところであり、今後の推移を見守ってまいります。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
25	P73 P75	高齢者を「社会人」として扱う視点で政策を検討してください。「生涯労働」と「生涯学習」の機会提供を大阪府の責務(努力義務)とすることを検討してください。	高齢者が学習や就労を通じて社会参加の機会を得ていくことは重要なことと認識しています。 そのため、「高齢者大学校と連携した高齢者の社会参加の場の充実支援(第3章第4節第3項)」、「OSAKAしごとフィールドにおける就職支援(第3章第4節第4項)」などに今後とも取り組んでまいります。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施にあたり留意

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
26	P73	公立高校を「高齢者の学びの場」として活用することを検討してください。	高齢者が学びの場を得ることは重要なことと認識しています。 公立高等学校について「高齢者の学びの場」としての活用の申請があれば、大阪府公有財産規則の規定に照らして、使用可否を検討することになりますので、ご理解をお願いします。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
27	P75	高齢者雇用の企業支援(補助金)と職業訓練制度を充実させてください。	高齢者の雇用・就業対策の推進は重要なことと認識しています。 このため、公共職業訓練を活用したスキルアップ支援や「OSAKAしごとフィールド」における就職支援を実施しているところです。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
28	—	高齢者の公共交通機関利用促進のために、鉄道・バス・モノレールの全てで使用できる、安価なフリーパス定期券(月額1000～3000円程度)を検討してください。	公共交通機関の割引制度や福祉バス等の高齢者の外出支援については、各市町村が地域の実情に応じて実施の是非を判断しているところです。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
29	概要版	(概要版)第3章(4)健康づくり・生きがいづくり 分け隔てなくは分け隔てがあるようにとられる。両者を同等になどと言いかえる。	「分け隔てなく」という言葉は、従来は、要介護状態になる恐れがある2次予防事業対象者とそれ以外の1次予防事業対象者を分けて対応していた経緯がありましたが、平成27年度の介護保険制度改正により、制度としての分け隔てをなくし、「一般介護予防事業」に一体化したことを説明するものであります。 (ただし、介護予防・生活支援サービス事業は、従来の要支援1、要支援2、2次予防事業対象者の状態に相当する人が対象となります)。 本編の第3章第4節第1項では、「一般介護予防事業」では、介護が必要な状態になることを防ぐ必要がある方にとどまらず、元気高齢者も参加する・・・と表現しているところです。 計画策定後に作成をする概要版の表現について、ご意見を参考に検討をします。	計画案に反映する(概要版)

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
第3章第6節 施策の推進方策(介護保険事業の適切な運営)				
30	P94	介護保険制度がこの15年で大きく変化した。市町村の職員への適切な運営について助言指導はもとより、当事者の第1号被保険者が制度をよく理解し権利としての介護保険制度を適切に利用できるようなシニア講座などで制度の説明会を行うなど当事者教育を市町村ができるよう援助することを盛り込んでほしい。できることできないこと、何が自分たちにとって必要かを当事者がしっかり考えることができるようにしてほしい。あまりにも制度が複雑になりすぎています。	高齢者が主体的に必要なサービスを利用することができるよう、制度の内容等を周知することは重要であると考えます。 制度内容が府民及び利用者に理解されるよう、地域包括支援センターでの情報提供、広報誌による周知、地域学習会の開催など地域の実情に応じた方法できめ細かな取組みを行うよう市町村に働きかけます。大阪府としては、広報ツールの充実などを通じ市町村への支援を行います。 また、市町村会議の開催や、市町村が地域ごとに開催するブロック会議への参画等を通じて、介護保険制度の運営に関する課題の的確な把握、解決や迅速な情報提供に努め、介護保険制度の円滑な運営を支援します。(計画に記載済 第3章第6節第4項) ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施に あたり 留意
31	P94	・国、府、町、地域(自治会等)へと流されますが、町は地域へ指導できるのか大きな問題だと思えます(高齢化した町へは市と違う指導とチェック・アクションをお願いします)。	府として、各保険者の現状や課題等をお伺いし、必要な助言を行ってまいります。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
第3章第7節 施策の推進方策(福祉・介護サービス基盤の充実)				
32	P103	介護人材の推計数を算出されているが、どのような計算で算出したか記すべき。	第3章第7節の介護人材の推計数の表の脚注として、「国の通知に基づき、市町村のサービス需要量見込みにサービス受給者一人当たり職員数を乗じる等により算出」という説明を付記することとします。	計画案に 反映する

大阪府高齢者計画2015パブリックコメント（府民意見）への対応案について

資料 2

連番	頁	意見の内容	対応案	
33	P103	平成29年に4000人不足するとされているが、その対策として技能実習制度やEPAも触れてはどうか。	ご意見のとおり介護人材の確保は重要な課題と認識しています。 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受け入れは、人的交流の拡大、技術移転を目的とし平成20年度から実施されているところで、 また、外国人技能実習制度についても介護職種を追加するよう国において検討されています。 国の動きを注視し、人材の確保に取り組んでいきます。ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
34	P103	高校生の進路選択や大学生の就職活動にあたって、進路指導教員や保護者を対象とした説明会の開催や専用の教材の作成、高校生へのフリーペーパー等の配布や就職説明(企業説明)等による情報発信などを行う必要がある。	計画に記載の人材確保に関する目標達成のため、福祉科以外の学生・生徒に対するアプローチを強化し介護業界へのマッチングを図ることとしており、情報発信の強化に努めてまいります。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施にあたり留意
35	P103	介護保険サービス事業者への報酬が4月から下げられる中、人手を含め、確保とサービス低下に不安が広がっています。	サービスの質の低下が起こらないよう、介護職員の人材確保と定着に取り組んでまいります。 ご意見については参考とさせていただきます。	参考意見
第6章 計画の推進に向けて				
36	P189	(第6章)施策の推進に対し、(Pプラン)・(Dドウ)は行われますが、(Cチェック)・(Aアクション)を必ず実施されたい。行政は、チェック、アクションを行わず、反省せずに次の計画を行っているようです。そして、アクションに対し5W1H(誰が、いつ、どこで、何を、どのように)で改善をお願いします。	大阪府高齢者計画2015の推進にあたっては、毎年、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会へ進捗状況の報告を行い、改善すべき点について助言等を伺い、計画の推進・進捗管理を行っています。 ご意見については、計画実施にあたって留意させていただきます。	計画実施にあたり留意